

前回、コマツが移転価格税制に基づいて3月に東京国税局の税務調査で約174億円の申告漏れを指摘される見込みであることが分かり、追加の税金費用が発生するリスクが出ていることを紹介しました。ただ、企業側からみて納得できない場合もあるでしょう。今回は企業が移転価格課税を受けた場合の救済手段を検討しましょう。

企業はまず、異議申し立て、審査請求、課税処分の取り消し訴訟という一連の手続きにより、課税処分の取り消しを求めることができます。これらは、移転価格税制以外の課税処分でも認められている通常の救済手段です。

もっとも、取り消し訴訟では4件中1件しか納税者

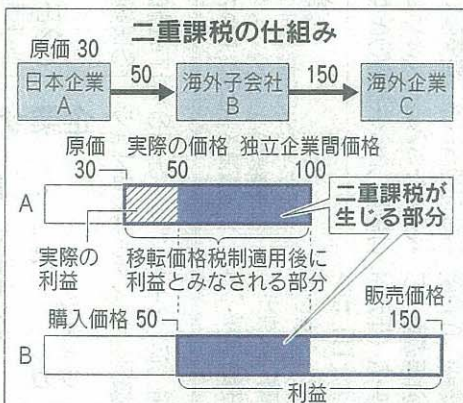
移転価格課税を受けたら

知っておこう 国際税務 ②

側が勝訴しておらず、納税者側の勝訴率は依然として低いままです。そのため、2国間の当局による「相互協議」と呼ばれる救済手段が一般に採用されます。相互協議とは、移転価格税制に伴う「二重課税」の排除を目的として導入されたものです。

二重課税排除へ相互協議

まず「二重課税」とはどのようなものでしょうか。日本企業Aは、原価30万円で機械を製造し、海外子会社Bに50万円で購入。Bは海外企業Cに150万円で販売したとします。Bは100万円の利益分の税金を我が国の移転価格課税によ



り独立企業間価格が100万円であるとされた場合、Aの利益は50万円増額することになり、Aはその分の税金を日本で納税しなければならなりません。しかし、図のように、増額した50万円の利益については、すでにBが外国で課税されています。移転価格税を避けるには、企業に仮合意の内容を伝え、正式に相互協議を合意していい間かかる場合や、合意しても相手国側で具体的な対応してくれないこともあります。

また、新興国との関係で多いのですが、相互協議での合意形成が困難もしくは長期にわたる場合、異議申し立てなどの救済手段をとることになります。また、新設国との関係で多いのですが、相互協議での合意形成が困難もしくは長期にわたる場合、異議申し立てなどの救済手段をとることになります。

このように、相互協議により二重課税を防止することができず、いくつかの問題点があります。

（村田租税政策研究所 弁護士・岩品信明）